

## ひろしま介護マイスターロゴマーク使用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、広島市介護マイスター養成支援事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に規定するひろしま介護マイスター(以下「介護マイスター」という。)を周知するためのロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し必要な事項を定めることにより、ロゴマークを適正に普及させ、もって介護マイスターの認知度を高めるとともに、介護技術に優れた中核的な人材の育成・定着の促進や、介護職員に対する社会的評価の向上を図ることを目的とする。

### (ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する著作権その他一切の権利は、市に帰属する。

### (使用申請者対象)

第3条 ロゴマークの使用を申請することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 介護マイスターを養成した介護サービス事業所等を運営する法人等(以下「運営法人等」という。)
- (2) その他市長が適当と認めるもの

### (ロゴマークの使用対象)

第4条 ロゴマークの使用対象とする物品及び広報物(以下「物品等」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護マイスターが所属する法人又は事業所であることを示すための物品等
  - (2) サービスを提供する際に使用する物品等
  - (3) (2)以外の場面で法人又は事業所が使用する物品等
  - (4) その他介護マイスターの普及促進に資すると認められる物品等
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、使用対象としないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を害するおそれがあると認められるもの
- (2) 有料で販売するもの
- (3) 自己の商標又は意匠とするなど独占的に使用しておそれがあると認められるもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (5) 特定の宗教の普及宣伝活動、政治活動又は選挙活動を助長するおそれがあると認められるもの
- (6) その他市長が適当でないと認めるもの

### (使用料等)

第5条 ロゴマークの使用は、無料とする。

2 ロゴマークの使用に係る経費は、当該使用者の負担とする。

### (使用の手続)

第6条 物品及び広報物にロゴマークを使用しようとするときは、運営法人等がひろしま

介護マイスター使用（変更）承認申請書（様式第1号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

（使用承認）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容が適正であるかどうかを審査し、ロゴマークの使用を適当と認めるときは、速やかに使用を承認するものとする。

2 市長は、前項の規定により使用を承認する場合は、速やかに、当該申請者に対し、ひろしま介護マイスター使用（変更）許可書（様式第2号）により、その承認の内容及びこれに付した条件を通知するものとする。

3 市長は、使用を承認しない旨の決定をしたときは、速やかに、当該申請者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

（承認内容の変更）

第8条 ロゴマークの使用承認を受けた者は、その承認の内容に変更が生じた場合には、所定の変更承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容が適正であるかどうかを審査し、その変更を適当と認めるときは、ひろしま介護マイスター使用（変更）許可書（様式第2号）により変更を承認するものとする。

（遵守事項）

第9条 ロゴマークの使用について、承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) デザインガイドに定める色、形等を正しく使用すること。

(2) 使用承認を受けた内容に沿って使用すること。

(3) ロゴマークを使用した物品等の完成見本又は完成品の提出を求められたときは、速やかに提出すること。

（使用許可の取消）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、必要な措置を採ることを求め、又は使用許可の取消をすることができる。この場合において、ロゴマークを使用した者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わないものとする。

(1) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。

(2) 承認に付した条件に反したとき。

(3) 前条の遵守事項に違反したとき。

(4) その他市長がロゴマークの使用の継続が適当でないとしたとき。

（事故、苦情等の処理）

第11条 ロゴマークを使用した物品等に関する事故又は苦情等が生じた場合は、使用者が自らの責任の下に、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する事故又は苦情については、市は、一切の責任を負わないものとする。

（委任規定）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、ひろしま介護マイスターワッペン交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。